

会 議 録

会議の名称	第 2 回白岡市参画と協働のまちづくり審議会
開催日	平成 2 7 年 7 月 1 3 日（月）
開催時間	午後 4 時 から 午後 5 時 5 5 分 まで
開催場所	白岡市役所 庁舎 4 階 会議室 4 0 3
会長の氏名	内山欣春
出席者（出席委員）の氏名・出席者数	渡部 勲、神田芳晃、嶋津哲夫、五十嵐泰子、南 宣男、東川 勲、長谷川 博、内山欣春、弓木和子、池澤照江 1 0 人
欠席者（欠席委員）の氏名・欠席者数	なし
説明員の職・氏名	市民生活部 部長 野口仁史 地域振興課 課長 河野 彰 地域振興課 課長補佐 大谷昌司 地域振興課 主査 市民協働担当 内田英俊 地域振興課 主任 市民協働担当 森島直希
事務局職員の職・氏名	市民生活部 部長 野口仁史 地域振興課 課長 河野 彰 地域振興課 課長補佐 大谷昌司 地域振興課 主査 市民協働担当 内田英俊 地域振興課 主任 市民協働担当 森島直希
その他会議出席者の職・氏名	傍聴者 3 人
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 会議事項 (1) これまでの経緯・関係条例等について (2) 平成 2 3 年度～平成 2 6 年度市民参画状況について (3) 検証の視点（案）について (4) 次回開催日について

	(5) その他 4 閉会
配布資料	会議次第 資料1 自治基本条例施行後の関連制度制定等の経緯 資料2 平成23年度～平成26年度市民参画状況 資料3 検証の視点（案） 参考資料 市長への手紙等の状況について

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
事務局	1 開会 河野地域振興課長の進行により会議が開会した。
内山会長	2 挨拶 内山会長から挨拶がなされた。
事務局（森島主任）	3 会議事項 (1) これまでの経緯・関係条例等について 事務局から第1回会議の資料6から10について、説明がなされた。
内山会長	(質疑) まず、全般的な形で質問を受けて、その後、細かく質問に移りたいと思います。 全般的な質問はいかがでしょうか。
A委員	サポーターの登録制度があるんですけど、毎年5月に広報等で周知しているようなんですけど、今までに登録した人はいらっしゃるのですか。
事務局（内田主査）	このサポーター制度は、今年の4月に要綱を制定してつくられたものでございまして、広報では、一度お知らせしているのですが、まだ、応募はいただいております。
A委員	これができたら、審議委員なんかも、ここで公募できるということですね。
事務局（内田主査）	審議会等の公募情報を提供することになっています。

A 委員	ありがとうございました。
内山会長	今、サポーター制度について、質問をいただきましたが、資料の9を見てください。理解できなかった部分があるので、事務局に確認したいと思います。資料9の一番下※印で「変更や解除したいところは届出してください。」となっていますが、理解に苦しむので説明をお願いします。
事務局（内田主査）	サポーター制度は、住所やメールアドレスを登録していただくが、変更が生じた際には、変更の届出が必要になります。「変更や解除したいときは届出してください。」に訂正をお願いします。
B 委員	お願いがあるのですが。これまで、皆さんが必ずしも関わってきた訳ではないので、是非、推進会議が出した二つの提言書、参画条例と住民投票条例に係る提言書を委員さんに配ってほしい。 それでないと、今、お話があったサポーター制度とか市民提案制度がどういう経緯から生まれたのかお分かりにならないのではないかな。 提言書の中には、条例には曖昧にしか盛られていないけれども、そういうことを含めて市民参画を具体的にさせるために、今後検討していきましょうねという価値が含まれていたはずなんです。市民活動センターとか具体的なことはできないけれども、そういったものをつくりながら、登録制度に登録した人たちに研修することなどを含めて今後やっていきましょうよという提言が含まれていて、一つのセットとして出来上がっているサポーター制度や提言制度が、それが、今の説明だけだと、全く分からないと思う。 市民参画条例の中では、曖昧な表現がありますけど、表現できないので、推進会議としては、実現する余地を残して要望したという経緯があるので、そういったことを皆さんが理解しないと、サポーター制度や提言書は確かに入っているけれども、それが他のものとセットされて機能するんだということをあまり理解されないんじゃないかと思うんです。

内山会長	今のままですと、まるっきり、全部、地域振興課がやりますよと理解されちゃいますよね。そうすると協働と参画の趣旨にそぐわないという質問がされちゃうと思うんですけど、実はそういう経過ではなくて、できるだけ市民が参画して、サポーター制度や提案制度がしやすいような状況やシステムやセンターを作ろうじゃないかと、そういうものをセットしないとなかなかうまくいかないねということが実は提言書の中に出ているんです。むしろ、提言書では、そちらの方が強力な提言として出ていたんです。 そういうことを含めて、提言書が二つありますので、投票条例が出来上がる上で、実は文言がいろいろと違っておりますけど、最終的には、条例化する上で文言の問題や全体的な流れの状況の中で、提言書そのままの条例化は無理だよということを了解しながら、でも、提言は提言として出ているものですから、委員の皆さんにお配りしてほしい。そうでないとお分かりにならないんじゃないか。 提言書は、今、Bさんが説明したとおりです。今は、お願いというお話ですので、事務局として判断をいただいて、もし、用意できるのならば、私は参考資料として一度目を通していただくということは、よろしいかなと、その観点で準備していただいたらいかかかなと思いますが、事務局どうでしょうか。
事務局（内田主査）	提言書の原本は、保管してあり、参考資料としてお出しすることは可能ですので、次回の会議までに準備いたします。
B 委員	提言書は、提言書で拘束するものではないので、ご参考までにといいことで。
C 委員	質問です。今、事務局の方で、ご説明いただいた経緯というのは、検証のプロセスとしておっしゃったのですね。そういうことでしょ。検証は、これからやるんだけど、こういう経緯をお話しする中で、当然、自治基本条例の検証に入ってくる。 そういう意味では、やはり、ここに書かれている諸制度という

	のは、26回に亘って、委員が2年間に亘って、いろいろと検討した提言書というものがあるんですね。これを基にして、住民投票条例、参画条例は、全てこれがたたきとなってできている訳です。是非、委員の皆さんに御理解いただいて、これも当然検証に関わってくる。これを推進した主体が我々市民であったことは十分に御理解いただきたい。 市民推進会議は市で設けられた公の委員会です。ここで2年間でこういうものをまとめて、それを市長に提言して、それを基にして、今、事務局が説明した諸制度が実現している。我々が出した提言どおりになっていないものもある。でも、たたきになっていることは認識いただいた上で、検証に臨んでいただきたい。
内山会長	今の御意見というのは、概ねBさんのお願い事項と同じということですのでよろしいですか。ということで、参考で準備していただいて、是非、委員の皆さんにおいては、提言書を一度目を通していただいて、どんな経過でこの条例に結びついてきたのか、その辺を御理解していただければありがたいというふうに思います。
D委員	出来れば、早めにいただいて、次の会議までに一度、目を通したいです。
内山会長	という意見ですが、いかがですか。
事務局（内田主査）	ご要望は承りました。速やかにお渡しするようにいたします。
内山会長	準備次第郵送してくれるということですのでよろしいですか。
事務局（内田主査）	はい。
内山会長	準備次第、郵送してくれるということです。 どうでしょう、今日たくさん資料があつて、いろいろ、他の資

E 委員	料と比較しながら、見て、聞きながら、いろいろ検討するという ことで大変な作業になることと思いますが、何かご質問等があれば、御意見でも結構です。 先ほどのサポーター制度で、まだ、ゼロだったということなんですけれど、サポーターに登録したら何か利点というか、特典がついたりとか市民にとって、そういうところがあるのですか。それとも、今後、何年間かゼロだったらそういうことをしていくことになるのでしょうか。
事務局（内田主査）	このサポーター制度については、登録していただいてメリットということになりますと、参画手続に関する情報をメール形式で提供されるということでございまして、審議会の公募の情報ですとか、予定としてNPO・ボランティア関係の情報を年に何回かメールマガジン形式で提供したりすることを考えておりまして、制度自体、これで決まりということではないと思いますので、審議会において、参画と協働を推進するに当たって御意見をいただきながら、この制度のあり方自体を考えていきたいと考えております。
B 委員	今、おっしゃったように、正に検証のことなんですよ。今、出てきたことは、我々が検証しようとする参画制度の骨子として出来上がったものだから、それが意味がないよという検証になるなら、それはそれでいいし、これは本当に役立つのかなと検証すればいいことであって、そういう視点でやらないと、今、我々がやろうとしているのは、検証だから、出来たばかりだけど、これは本当に役に立つのということで検証すればいいことだと思います。 これから、意見を出して、こんなふうにしたらもっと良くなるよとか、これはやらないとまずいよねとなるのか、評価できるのか。個人的にいうと、私は評価しているんですけどね。まずは、これからだと思う。そういうことが、この会議でやることじゃないかと思う。

D 委員	市の広報紙とホームページを通じて募集して、ゼロですよ。立ち上げたばかりだというんですけど、ゼロということについて、何かあるんですかね。市民に対してのアナウンスがもうちょっととか。ゼロというのは寂しいですね。
内山会長	おっしゃるとおりですね。これをどのように運用するかですよ。それが、まだ見えてませんよね。その辺は、議論の余地があるようですね。
A 委員	これが、本当に必要だと思ったら、周知の仕方をいろいろ議論して、やっていかなきゃいけないと思います。ただ、広報紙・ホームページに載せたからいいということではなくて、私たちみたいな人は、ホームページが見れないので、広報紙が一番なんで、それを見て、審議会とかに興味を持って、市に対して、いろんなまちづくりに向けてやっていくのが理想かなと思うので、皆さんで議論して、それがいいとなったら、サポーター制度は登録するようやっていけたらいいかなと思う。
内山会長	他の資料を見ても、これはこれから説明になるのかな、平成23年度から平成26年度の市民参画状況について、説明があると思いますが、この資料は項目ごとに具体的な数字が出ていますから、そういった観点で議論する必要があると思います。 サポーター制度は、皆さんがおっしゃったとおり、まだ、出来たばかり。こんな状況で、まだ、登録はゼロですよということで、じゃあ具体的にどうしようになるかも知れませんが、資料がないと議論の焦点が絞られないということで、もう少し時間が経ってサポーターが登録したと、何人か出ましたというようなことがあったときに、もうちょっと多ければいいんじゃないの、ちょっと少ないんじゃないの、少ないからこういう対策が必要なんじゃないのという議論が将来出てくることになると思うんです。

事務局（河野課長）	サポーター制度は、基本となるもので大変大事な制度です。広報の5月号に載せたのですが、他の制度と横並びで出させていただいたということで、一見すると、サポーター制度というものが目立たない形になっています。参画と協働のまちづくりをしていくんだということで、ベースにしていきたいので、何かしら特集という形で参画と協働のまちづくりを進めるに当たり、こういう制度があるんだということで周知していきたいと思っています。
C 委員	実際に広報で見たときは、出来たんだなと私としては感慨深かったんですけどね。ツールを作って、それをいかに使いこなしていくか、市民にボールが投げられたと考えています。 だから、そういう提案をするのも、市民、行政一体となって制度を作っていけば、生かすも殺すも市民になってきますので、そういったキャッチボールのようなものが盛んに行われて、本来の趣旨が生かされることを期待しています。
B 委員	これがあると分かりやすいんですね。今の議論もね、資料があると、分かりやすいんですよ。というのは、提言書はどうやったらうまくいくかなということを含めて、提言しているんです。協働推進センターとかそういうものを含めて考えましたということ。 ところが、一方では全然無くて出発しているから、見えにくくて、分からないと思うんですね。だから、辞書を見ると、こういうことも考えてやっているんだと、もう少し分かってくると思う。
内山会長	(2) 平成23年度～平成26年度市民参画状況について では、具体的に入っていきますよ。(2)に入っていきますよ。ここで、議論が煮詰まってくるとしますので、(2)平成23年度～平成26年度市民参画状況について、事務局から説明をお願いします。
事務局（森島主任）	資料2に基づき、森島主任から説明がなされた。

事務局（内田主査）	「市長への手紙等の状況について」の資料に基づき、内田主査から説明がなされた。
内山会長	（質疑） 以上、具体的な項目についての説明がありました。まず、最初に説明いただいた資料から質問をお受けします。まずは、資料の1ページ目、審議会等の公募及び傍聴等の状況、この資料を見て御意見等があれば、お願いします。
B委員	公募の仕方について、もし、分かれば教えてください。公募の有無がある訳ですが、ほとんど広報ですか。
事務局（内田主査）	公募については、全てを確認したわけではないのですが、例えば、公共交通では、広報しらおかとホームページの両方で募集しました。
B委員	広報しらおかとホームページ以外で、公募したことはありますか。
事務局（内田主査）	その件については、確認していない。種類が違うが、統計調査の調査員については、回覧でお願いしたということがあります。その他については、この場では、承知しておりません。
内山会長	公募のやり方ですね。
B委員	そうです。どんなやり方しているのかというと、ほとんど、広報かホームページだと思うんですけど、それ以外で何かやったことありますか、ということです。
内山会長	そういう具体例があったら、追ってお願いします。 それ以外に何か御意見ありますか。これが、いいかどうかは、なかなか分からないですが。

C 委員	いろいろな審議会があるんでしょうけど、公募があるものは分かるんですが、公募がないものは、どんなものがあるのか、何が審議されているか全然分かりませんね。この辺のところですね、先ほどの提言書の中でも、審議会における公募の委員の数を増やすべきだと、公募の委員を増やして、透明性とか公開の原則というのを更に徹底したいと述べてきたつもりなんですが、公募がないものについては、全然審議会の実態も何が行われているかさっぱり分からない。この辺のところも、市民に極力、情報公開して、市民に判断を仰ぐという点から果たしてどうなのかなと常々疑問に思っているところです。
内山会長	公募をする審議会等の条件ですね。どういう条件だったら、公募するんですか…
B 委員	これは、原則として公募を入れることになっているんだよね。公募できないときは、その理由を公開することとなっているんだね。条例はね。だから、そうすればいい訳であって。
C 委員	あまり見たことないね。理由説明がなされているのを。
B 委員	審議会等については、原則公募になっている。公募を出来ない審議会等については、理由を付してすることができると条例ではなっているので、その理由を出すべきだね。
C 委員	これもやっぱり、検証なんだよね。行政は、どういうふうに自治基本条例に則って、実際やっているか、検証になりますので、その辺のところも一つ考慮に留めていただきたい。
B 委員	今、広報で、ホームページ見ますと、いつ何の審議会が行われると、結構出ているんだよね。あまり、引く人いないから分からないんだけど、もっと私は、毎月、「こういう審議会が行われる予定です。是非、傍聴にきてください。」みたいなものにとすると

	か、年間分かるものについては、いつ開かれて、傍聴は自由ですよと、分かりやすくなればと、審議会やパブリックコメントやっているのは出ているけど、一覧表で出ることが良いんだよね。広報で、パブリックコメントこれこれとかやってないから、どうしても、いちいち引かなければいけないという、アクセスしにくい、やっていないことはない。やってはいるんです。分かりにくいってことは、ありますね。とても面白い資料だと思います。
D委員	ここで、見方なんですけど、有ということは、公募をしたということで、募集人数が何名で、有のところがゼロ、ゼロ、ゼロということは、募集に対して応募が無かったということで良いんですか。
事務局（森島主任）	そのとおりです。
D委員	そうすると、資料としては寂しい、あまり応募されている人がいないなあという。
内山会長	確かに、せっかく公募の枠があるのに、応募が無いと。
C委員	公募して、落とされた人もいます。そういう人もいます。あまり、はっきりしない理由でね。その辺のことも、はっきりさせなければ、いけませんね。
D委員	その場合は、ここに応募した人数が出て、最終的に何人というのが出るんですよね。
A委員	公募ですと、レポートを書いて出すっていう、面倒くさいというか億劫なところがあるんですよね。でも、その位じゃないと、公募で審議会とか出て、いろんなこと言えないと、困るんでやっぱり大切なことかなと思うんです。

C 委員	それもあるんですけどね。むしろ、無作為に抽出して、その方に委員をやってもらうっていう案もあったんですよ。我々がやってきた市民推進会議では。やっぱり、そういう形で市民にも自発的に出てもらうのが一番だけど、ある意味偶然なんだけど、あなた当たりましたんで、やってください。そういう提案もしてるんです。
B 委員	本来は、私なんかは、個人的にはですよ、誰でも応募できなければいけない、公募で何も知らなくてもできるように、ちゃんと研修をしたり、状況を踏まえたり、そういうことをやってくれば、みんなするんです。それが無い。 だから、ここの委員会でもですけど、公募するならば、公募すればいいってもんじゃない。公募するからには、公募に合った手当てが必要なんです。本当は。裁判員制度だってそうですから。ちゃんと、研修期間があって、どなたでも裁判員ができるようにフォローされているんです。 だから、そういうふうにすれば、今、Aさんが心配されたような難しい文書を書いて、格式をもって、選考に応じられなければ、私そんな能力無いからだめだろうという公募のハードルが低くなってくる。
D 委員	範囲が狭められて、出る人はいつも同じ。もっと広いところからの意見が出てこないと。
B 委員	そういうことを検証でやりましょう。
F 委員	あと、一回、公募したんだけど落とされちゃったっていう人、そういう人は、もう、やりにくいんじゃないですか。そうすると、応募するのをためらうと思うんですよ。
B 委員	この検証の中で、公募というのは大事なことだと思います。
F 委員	公募が一番いいですよ。

B 委員	もっと公募で出てもらう手段として、検証委員会がきちんとした報告を出すことによって、そういうことが保障されていくと思いますので、いい制度だと思いますので…
A 委員	広報で前に載った、自治基本条例をつくる会の際の「少しの遊び心がある人」って、そういう広報の仕方があったんですね。私は、それにひかれて公募しますって出したんですけど、そういうのだったら出られるかなっていう…
D 委員	これ４年間、２３、２４、２５、２６年であるんですけど、４年間変わってないんですね。というのは、非常にどうなのかなと。出せばいいんじゃないくて、やっていかないと。
内山会長	平成２６年の７月に市民参画条例が施行されたということが、一つ区切りとしてある訳です。それ以降、どうなるかということが、これからのところかなと。
B 委員	自治基本条例は、もっと前に出されている訳なんで、その中でも自治基本条例は参画と協働を自治の基本原則とすると決めている訳だから、それに基づいてどうなのかということを、資料に基づいて検討していけばいい。本当に自治基本条例が生かされているのか、生かされていないのかということを検証していけばいい。
D 委員	資料としては、そういう目で見えていけばいいということですね。
F 委員	先ほど、Ｂ委員が言われたように、一年間のいろんな委員会がありますね、審議会から委員会から。そういう一年間のスケジュールが活動が分かるものがほしいと思いますね。そういうのを積極的に披露した方がよろしいかなと思います。
内山会長	ホームページ開くと…

F 委員	ホームページっていいですけど、私、８０になりますけど、出来ないですよ。そういう人も対象にして考えてもらわないと困っちゃうんです。
内山会長	そういう媒体を使わなくても分かるようにしてほしいということですね。
F 委員	そうです。
B 委員	パソコンなどの媒体は、記憶に残らないんですよ。そういう媒体なんです。審議会の予定表だとかは、記憶しようって人はあまりいないんですよ。だから、そういうものから応募する人は少ないんだよ。何万件アクセスあっても、何万分の一なんですよ。そういうもんなんですよ。
G 委員	先ほど、おっしゃったように審議会で何やってるか分からないというお話があって、この表の中で、傍聴者がいたり、公募者がいる会議は、何となく身近な問題をやるのかなという感じがします。 審議会の内容がタイトルだけを見たのでは、分からないということで、先ほど、広報、ホームページで募集しているとのことでしたけど、もっと魅力あるというか、私なんかホームページ見ても、実際自分の興味がわくタイトルがないと、飛ばします。だから、やっぱり見たときに興味をひくPRの仕方が大切じゃないかなと思います。
内山会長	いろいろ、検討の余地がありそうですね。では、次、２ページ目のパブリックコメントの実施状況について、質問・御意見等あれば、いただきます。
内山会長	パブリックコメントというのは、かなり昔からやっているんですね。時期的には、平成２３年以前からやっている訳です。なか

	なか、件数が上がらない状況ですね。平成26年度は、15件、意見数が30件という状況でした。
C 委員	平成26年度は、件数が画期的に増えましたね。意見数も相対的に増えてきていますね。
B 委員	率直に言いましてね、私、このことについては、はっきり言って行政が怠慢だと思います。 何で怠慢かという、これだけの数しかないんですよ、パブリックコメント、年間に。パブリックコメントに意見くれた人に返事くれるのは2、3件しかない。全然無いとは言いません。全部、ウェブ上で返事するだけです。パブリックコメントに意見出した人に、丁寧に返事よこさないんです。 だから、パブリックコメントがこんなにたくさんあって、やってられないよっていうのなら分かるんです。これだけしかないのに、もっと意見を大事にすることをやらないと、ちょっと問題があります。 ちゃんと回答をくださっているところもあるんですよ。私も意見出したことがありますから。でも、ほとんどのところは、くれないんです。ウェブ上で返事するだけなんです。それは、やっぱりこれだけの数ですから、ちゃんと丁寧にもっと、ご本人に話をするという工夫をしないと、いけないんです。 もう一つは、パブリックコメントの出し方をもっと工夫しましょうよと、前々から言っています。出来たものだけにしか、パブリックコメントを求めるのではなくて、意見を求めるのではなくて、今、こういうことになっているけれど、皆さんの意見を募集しますというような形のパブリックコメントを出してもいいんですよ。無ければ、無いで。それで、意見をもらって、皆の意見を反映しましたってことになれば、いいんだけど、今は決定したことについて、意見を求めるということだから、なかなか、意見を出しにくいというのが実際だと思いますね。 パブリックコメントは、公のコメントだから、そういうものを求める工夫をもっとすべきだろうなと思うんです。そういう意味

	で言うと、意見を出しやすいようなパブリックコメントってあると思うんです。そういう工夫をしようと思えば、出来ると思うんです。何でもかんでも、決定してからパブコメやらなきゃいけないって、そんなこと参画条例では、決めてはいないんですよ。決まったことについてしかパブリックコメントを求めちゃいけないとか言っていないわけだから、途中だっていい訳ですよ。そういうことを含めて、パブコメについては、工夫が無さ過ぎるなって気がします。
内山会長	私も同じような意見でございまして、なんかの用事で市役所に来たときは、必ず、1階のフロアでパブコメを求めるエリアがありますよね。あそこをのぞいてあれば、見ていきます。しかしですね、例えば、冊子があって、50・60ページにわたる資料が置いてあって、これに対してパブコメをくださいと、50・60ページを何分間で読むんですかと、そういう問題もありますよね。だから、何をパブリックコメントとしていただきたいのか、そういう質問の仕方もあると思うんですよ。方法を少し検討してもらいたいという状況にはあると思います。
B 委員	置いてあればいいですよ。置いていないのもある。直接窓口に来てくださいっていうのもあるんです。
A 委員	行政としては、パブコメでどういうふうになって決まっているんですか。回答をするとかしないとか、それはホームページで回答するだけとか、きちっと決まったものがあるんですか。
C 委員	パブコメをくれた人だけに返事をしたんじゃ他の人は分からないからね。やっぱり、みんなが知るためにホームページ上で回答を出します。これだけの件数なんだから、紙にして広報の一部として、出したら見る人いると思うんです。実は、30分の4は私なんです。その内、私、個人に紙の回答があったのは、1件だけ。なおかつ、先ほどの、厚い資料が置いてあるだけなんですね。公民館に置いてあるのを立って見て、それでパブコメ書けっ

	てことなんで、ちょっと現実的でない。 私、回答をくれたところに行きまして、これじゃ見ようがないんで、コピーくださいって頼んだんですよ。そこは、ちゃんと対応してくれまして、30・40ページのものをコピーしてくれました。私は、それを良く見てパブコメ出したんですけど、そしたらちゃんと封書で回答くれました。そういう所もあるんです。でも、ウェブの回答だけで、しかも全然中身のない回答もありました。
内山会長	そのところ、手続きを説明してください。
事務局（河野課長）	皆様の貴重な意見分かります。パブリックコメントにつきましては、パブリックコメントの手続要綱という形で進めております。 その要綱上は、「パブリックコメント手続を実施している案件の一覧表を作成し、市ホームページに掲載するものとする。」となっております。要綱上は、案件の一覧表を作成して、ホームページで皆さんにお知らせすると、今のところなっています。 それ以上に個々にお一人ずつ出しているところもあります。その辺のところも、これからパブリックコメントはたくさん増えるという方向に持っていきたいと思いますので、増えたときにお一人お一人に出すのが適切なのか、他のやり方があるのか、そうしたことを含めて、検討いただければと思います。 後は、書類の話がありましたが、例えば、私、去年まで生涯学習施設関係をやっておりましたが、基本計画なんていうと、確かに厚い冊子です。それを全部に配るとするのも難しいということで、概要版というのを作りました。それを見ていただければ、ある程度概要が分かるということで、これに基づいて、意見を出していただこうかなと、そういうものを作ったりもしています。 その辺もいろいろな方法がありますので、御意見をいただきながら、より意見が出しやすい制度にしていきたいと思っています。
内山会長	次に進みます。市民説明会の実施状況について、平成23年度の延べ参加人数512というのは、市制施行に当たっての説明会

	ですか。
事務局（大谷課長補佐）	市制施行とそれと同時に総合進行計画を策定いたしましたので、併せて説明会を開催しています。
内山会長	平成25年、26年は、のりあい交通説明会ということで、640、686と挙がっていますが、この中でご質問等があればお願いします。
C委員	正直、少ないと思います。市民説明会というのは、地域市民の生活に身近であればあるほど、もっと頻繁に開いてしかるべきだと思うし、決まったものを説明する市民説明会というのもございますし、あるいは市内でリーダーシップをとって何か大きいことをやりたいということであれば、事前に市民に説明する場を作るべきだと。決まったことを決まりましたとやるだけじゃ、それは市民説明会にならないと思います。決まらないことであっても、市民に理解を得た上で進めたいということであれば、積極的に市民説明会を開いて、それに対して市民の意見を募る、あるいは、パブリックコメントを行うといったプロセスが必要なんであって、市民説明会もパブコメもいわば一種のアリバイ作りで行われているものが多いのではないかと、正直そう思います。形を作ればいいのではなくて、中身が大事だと思います。
内山会長	少ないというのは、機会が少ないということですね。
C委員	実施件数が、2件、1件、1件、1件とこんなの考えられないですね。
内山会長	これは、何かあるんでしたっけ、市民説明会をする条件というのは。市民参画条例、資料7の4ページ目、市民参画手続の(3)市民説明会「行政が、施策等の策定過程において、その内容・状況等を説明するために開催する説明会に市民が参加し、行政と市民が意見交換を行う手続をいう。」ということは、考え方によって

	相当あっていいということですね。
C 委員	当然ですね。当然です。
内山会長	という御意見です。
B 委員	まあ確かにね、慣れていなかったからね。前例がなかったからね。
内山会長	これもね、今後ますます積極的にね、進めていただければと思います。 次に進みます。４ページ目の市民アンケートの実施状況についての御意見等ありますか。
B 委員	ここに出ているアンケートの方法がわからない。手法がね。 ここに書かれている調査人員とは、調査票を配布した人員ということでしょうか。
事務局（内田主査）	郵送につきましては、基本的に母集団となる、配布した数でございます。
B 委員	ほとんどが、どういう無作為抽出ですか。地域とか、年齢とかを考慮した有意無作為抽出ですか。
事務局（内田主査）	案件によりまして、地域性ですとか、年齢等を考慮した無作為抽出です。
B 委員	全てそうですか。例えば、高齢者のなんか、１５８の回収調査人員なんかで郵送回収になっていますけど。 ていうのはね、あまりにも調査が郵送に偏りすぎていないかが心配なんです。１５８件のね、回収の状況をね、郵送方法でやるのはあまり適当じゃないんだよね。正直言うとね。郵送方法はね、あまり調査の方法としてはね、面接調査とかの方がいいので、確

	かに、郵送方法は簡単であれだつてことになるけれど、調査によっては必ずしもその方法が全部いいとは限らないので、是非、調査の手法を検討した方がいいだろうと思います。 調査によっては、面接調査をやらないと調査の信憑性が疑われるようなものがありますから、電話調査とかいろいろありますけれど、ほとんどが郵送調査になっていますので、調査っていうとアンケートっていうと、郵送って決めているような感じもあるんですけれど、調査っていうと、非常に重要な市民の動向を掴む大事な手法ですね。その手法を間違えると結果が間違ってしまうから、対象にとって必要な、しかも、なおかつ有効な手法を扱ってやってもらいたいと。１５８件だったら何で郵送でやったのかなと思ったりもします。
内山会長	これは平成２４年度の３つ目の項目を具体例でお話しているんですね。
B 委員	そうなんです。それから調査人員が３５７しかないのも全部郵送配布・回収になっていますよね。これで本当にいいのかなって。
内山会長	調査方法の検討も必要ということですね。何か理由があるんでしょうね。平成２４年度の高齢介護課が８月に実施した１５８人の調査対象の郵送配布という何か理由が。
事務局（内田主査）	すいません。
内山会長	いろいろ検討してもらいましょう。調査の方法もね。それから今日配布されました市長への手紙等の状況についてということで、先ほど御説明がありましたが、これは特にデータの的なものが無いのですが、項目しか無いのですね。どういった処理がされたとか、そういった分析がありませんが、一応この資料に基づいて御質問等あれば。

A 委員	市長への手紙ということで、基本的に市長から返事は出てるんですよ。いつもね。
内山会長	決められた項目が全て埋まっていないと回答しないんでしょう。例えば連絡先の電話番号が書いていないとか。住所が書いていないとか。条件的に全部埋まっていないと回答していないということですね。
事務局（内田主査）	最低限の条件というのはございますけれど、回答先が分からないと回答できませんので、逆に言えばそういったことが書いてあれば、市長への手紙の中で「回答が欲しい・回答を要する・要さない」という項目がございますので、回答が欲しいといった場合には当然回答しておりますので、先ほど申し上げたとおり、回答するにあたって、相手方が特定できないですとか、そういった場合には回答してございませんが、基本的には回答しております。
事務局（河野課長）	住所・氏名だけは最低限ですね。
内山会長	2 ページ目・3 ページ目・4 ページ目・5 ページ目、データを見ながら何か質問はございませんか。
A 委員	これ、ちょっと見ていると、そういうことまで市長への手紙で書いてあるんだっていうのがありまして、「え〜っ」というのが結構ありますね。こういうのは区長に言えばいいことだとか。これを見て市長が返事をするのは大変なことだなと思いますね。
B 委員	これだけニーズがあるのならパブコメより・・・
F 委員	カーブミラーとかは区長さんですよ。
A 委員	もしかしたら住民の人たちは、こういうことでしか、要望ができない人がいるということなんですね。

F 委員	そういうことが言えますね。
A 委員	犬の糞の不始末とか。
事務局（野口部長）	市長への手紙の件でありますけれど、過去を紐解いてみますと、平成 11 年に制度ができて、当時町長の手紙ということで発足したのですが、その時代を映す鏡であるという気がしております。その時々、いろんな課題があって、そういったものがあつた時は件数が多いということが見受けられますね。おかげさまで御意見又は苦情的なものも、いただいております。全て市長が目を通しております。もちろん担当課にその文面は届きまして、担当課でも、その対処方法でありますとか、改善を改めて認識したりですとか、改善のいい啓発になっている、ありがたいものでございます。市長としても全ていただいた手紙には丁寧にお答えしているのが現状でございます。何回かやりとりをする方もいらっしゃると思います。 その中で少しずつ信頼関係ができて、新しいまちづくりが一步とは言えないかもしれませんが半歩くらいずつ進んできているのではという気がしております。
内山会長	(3) 検証の視点（案）について では、次に進みたいと思います。次、(3) 検証の視点について、説明をお願いします。
事務局（内田主査）	検証の視点（案）について、内田主査から説明がなされた。 (質疑)
内山会長	資料 3 について、何か御意見があれば。
B 委員	簡潔でいいと思うんですよね。ただ、逆だと思うんですよね。1 と 2 が逆だと思うんです。

	最初にどう推進されているか検証して、それは何故なのか、社会状況に合っていないんだとかね、あるいは条文について問題があるんだとか、こういうふうになっていくんです。 これを逆にしちゃいますとね、社会状況の問題から論議して、もう1回あれしちゃうと、何か検証がしにくくなる。できないことはない。これはやるとすれば逆だと思います。2の①②③を先にして、そしてその原因として社会状況にこういうものがあつた、だから上手くいかなかったとかね、やっぱり合っているとかな。それとも条文について、条文自体に問題があるのか、それともそうじゃないのか、そうした方が検証はしやすくなる。これでもできないことは無いんですけど。
内山会長	という御意見でございます。皆様の御意見はいかがでしょうか。
D委員	その方がいいんじゃないですか。
内山会長	大きな1、2。2を1にして、1を2にする、つまり順番をそんな形でということで御意見が出ました。事務局はどうですか。
事務局（内田主査）	事務局としましては、こちらの1と2は、どちらが先にやっていただきたいということではなく、諮問書どおりに書かせていただいたもので、手続きにつきましては、そこまで想定しておりませんでした。
内山会長	分かりました。2番を先に議論して、1番を引き続き議論するということで。それでは1番と2番の数字を換えてください。概ね、手順をイメージしていますと。内容的にはどうでしょうね。项目的に。 市民自体の自治が推進されているか。①自治基本条例に基づいた運用がなされているか。②自治基本条例が市民のために生かされているか。③自治基本条例の規定が市民に浸透しているか。 時代や社会情勢の変化に即したものとなっているか。①社会状

C 委員	況等に合っているか。②条文自体について、文言を改正する必要があるか。という観点ですね。これ、よろしいですか。 一番大事な点がですね。運用がなされているか、生かされているか、これの主語が無いんですよ。要するに、この自治基本条例の主体っていうのが、まず市民があって、行政があって、議会がある。 それぞれがやはり、この自治基本条例を、どういうふうに向き合って運用し、市民のために生かしてきたか、この辺の観点っていうのが。それぞれの主体がね、本来であればですね我々は第三者的に、やってるとかやってないとか、生かしてるとか生かしてないとかという以前に、やっぱり行政は行政で内部検証するべきです。議会も当然のことながら自らを省みて、4年間において、どれだけ自治基本条例に則った運用をしてきたか、自ら内部検証するべきであるはずですよ。 我々は、ただ、ここで、わいわいがやがや、やっているとかいないとかというのは、ある意味、空虚なものであって、まず自ら主体となりうるところが、しっかりと内部検証した上で、それについて、我々に、どうなんだろうかと聞いてくるのが筋なので。外から、靴の上から足を搔くようなことをしているような感じが無きにしも非ずですから。その辺の内部検証はどうなんですか。
内山会長	それが2枚目の対応ということですね。
C 委員	行政はチェックシートに基づいて内部検証を進めようとしているわけですか。
事務局（内田主査）	ここで方向性を確認させていただければ、こういった形で、各条文作りまして、まずチェックして、そのうえで、この場で審議いただく。
B 委員	それはやっぱり検証委員会を設けるんですか？庁内検証委員会みたいなものを。

D 委員	検証のチェックシートがこれでいいのか。
C 委員	もちろん、それもありますね。 そういう検証するための主体を庁内で設けてですね、内部検証したものを我々に出してくるのかと。 それから議会です議会。議会はどうかんでしょうか。
B 委員	私はね、内部検証ですから、そこまでこの検証でいいかどうかは内部でやることですから、委員会でやることじゃないので、それを私たちが受けて判断すればいいことなので、私はいいんじゃないかなと。やってもらう方が、やらない方よりも。 もう1つ、おっしゃったように、議会にもやってほしいんですよ。これもやるかどうかわかりませんが、議会に要望を入れて会長名で入れて議長さんに。なかなか行政の方からはやりにくいから。委員会から議長さんに要請すると。皆さんが同意すればですけど。是非、議会の内部をやってくださいと。 もう1つ、この間私が提案したのはね、ここでそれこそパブリックコメントを募集して、住民に住民自身の検証をしてもらう。出るか出ないかわかりません。出なきゃしょうがない。こうやってね、やらないとね、みんなの協働の作業にならない。
D 委員	そういうことをね、検証の視点という意味では、1と2、ただ2は大きくこういうことをしましょうと。その中にみんなでやっていく中で、こういうところまで、こういうふうにしてもらいましょうと、これからやっていけばいいのかなと。 ただ、流れとしてこういう感じのものをどうでしょうかということを出てきたんだと思うんですよね。この運用の仕方についても、どこでそれについて検証してもらうかというのを我々の中で出して行って、それをやってもらえらるということで、この3つの数字をこれから詰めていけばいいのかなと。
内山会長	1回目の会議の時もね、行政、議会、市民、そういう観点で検

C 委員	証が必要ではないんですかという質問が出ましたね。 実はね、検証をしなくてはならないという条文になっていますが、何を検証するかは決まっていないんですね。今回行政から提示された、この資料に基づいて、こんなスタイルで、とりあえず行政、それから議会、それから市民。そういう観点で検証をやってくださいというお願いを行政にしてよろしいでしょうか。 本来はね、検証のルールとか検証要領とかまず決めないとね、検証を4年ごとにやる度に全然違う視点でやったら意味無いんですよ。基準があって、それを比較して。それが大事なんですよ。ところがそれが無いんだからね、ある意味ではどうしようもないんです。 言っちゃ悪いけど泥縄なんです。泥縄なんだけど何とかこれをスタートさせないといけない。検証の視点自体はそういうことなんだろうと思いますけど。これを具体的にどういうふうにやっていったらいいのかと。
D 委員	これからそれをね、決めていって、ここではそういうことでやっていきましょう。じゃあどういうふうに具体的にというのを決めていってどこまで検証するのか。
C 委員	どこまで迫れるのかね。我々この10人の委員だけでね、できた、できないって言えるほどね、私は自信が無い。全くもって自信が無いですよ。それはね、やることに意義があるっていうか、私は次につながっていいと思うんですよ。次の4年に。こういったことをやったりすることで次につながる。まずはやってみる。そこから始めたいと思います。
事務局（河野課長）	議会の話が出ましたが、議会につきましては、他市町村を見ても、市長から議会にお願いをして、そこで資料作成をして、提出するという形をとる所が多い。市長が諮問機関になりますので、市長から議会にお願いするという形で考えさせていただければと思います。時間の関係もございますが、議会事務局を通しまして

	議会の方に、こういった形が考えられるのか積極的にやっていきたいと思います。
内山会長	どうなんでしょう、将来に向けて、例えば検証をする項目、ただいま行政と議会と市民と、そういう観点で、今、資料を作っていただきたいというお願いをしていますが、それ以外にあるんですかね。その観点で資料を作ってもらえれば全てが出てくるか。 第４章は行政ですね。第５章は参画及び協働。これは市民、議会、行政となっていますよね。この３つの観点で評価すると。
C委員	自治基本条例なんで参画と協働というのはね、原点なんです。自治基本条例の原点はそこにあるので、その観点から行政及び議会を検証するという話になるんですけど、どうなんでしょうね。
内山会長	そういう観点でよろしいでしょうか。 相当、大きな労力がかかると思いますね。 今回は３０日ですね。それまで時間は大丈夫ですか。
A委員	３１日の金曜日ですね。
事務局（河野課長）	半月程度しかないので、３１日の段階では行政関連のところをもう少し仕上げてですね、そちらをまず御覧いただく形になるざるを得ないと思います。議会ですとか市民ですとかについては、ちょっと時間がかかりますので。その辺を考えますと次は行政関連を中心に。
C委員	行政が一番大きいんですよ。全体の８割くらいが行政。だから、その辺のところは作業的にしたくないと思っています。議会のほうの働きかけを是非よろしくお願いします。参画・協働を原点にね。
内山会長	(4) 次回開催日について 次回の会議内容が見えてきました。

	会議事項(4)に移ってよろしいでしょうか。次回開催日について、事務局より説明をお願いします。
事務局（内田主査）	事務局より(4) 次回開催日について、説明がなされた。
内山会長	皆様、御都合はいかがでしょう。そういう御提案ですが。
A委員	副会長さんは大丈夫ですか。
内山会長	何とかなりそうですか。 それでは、3時から5時までということをお願いします。
内山会長	(5) その他 では、次の(5) その他に移ります。何かありますか。
事務局（内田主査）	事務局からは特にございません。
C委員	前回会議のが公開されているはずなんですが、これについては委員の方にはあるんですか。会議録ですか。これは一応、会長・副会長が確認されるということですが、我々委員の方もどういう経過があったか一応知っておきたい。
内山会長	前回議事録の今後の進め、どういう状況になっているのか、御説明をお願いします。
事務局（内田主査）	前回の議事録につきましては、お伺いしなければならないところ、失礼いたしました。 取りまとめの状況といたしましては、皆様がおっしゃったとおりにまとめているところでございますので、事務局の案としましては、まとめ次第、皆様にお配りして発言内容を御確認いただいて、時間を区切らせていただいて御回答をいただいて、その上で最終的に会長さんにサインをいただいて公開するという形でやらせていただければと思うのですが、いかがでございましょう

	か。
C委員	順序はそういうことでいいんですね。
内山会長	後は、日程的な問題ですね。
事務局（内田主査）	原則といたしましては、次の会議の時にお出しして、確認させていただくという形でやらさせていただければと思います。 1回目につきましては、申し訳ないのですが、時間がちょっと長くかかりましたので、最終的に確認しているところでございますので、次回の会議にお配りして、確認していただいて、その上で公開するという形で。
C委員	そうしていただければと。
内山会長	そういう段取りになりますので、御了解をいただければと思います。 以上、会議事項は完了しました。御協力ありがとうございました。 この後は、事務局、よろしくお願いいたします。
事務局（内田主査）	この審議会ですけれども、条例で設置されている審議会ということで、委員の皆様につきましては、報酬と費用弁償が出ます。 そちらにつきましては、会議の行われた翌月にまとめてお支払いする形になりますので、前回6月29日でしたので、基本的に7のつく日が役所の支払日になるのですけれども、下旬にお支払いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局（河野課長）	3 閉会 ありがとうございました。次回からは報酬の支払日につきましても、具体的に何日ということで御確認いただくような形で準備したいと思います。 皆様たいへんお疲れさまでした。活発な御意見ありがとうございました。

B 委員	ました。我々もですね、そういった御意見を拝聴しましたので、次に生かして資料作りの方もさせていただければと思います。 これをもちまして第2回白岡市参画と協働のまちづくり審議会の会議事項を全て終了したいと存じます。皆様、本日はたいへんお疲れまでした。ありがとうございました。 付け加えておきますけれど、さっき言った提言書、あれは終わった後にも関わってくる課題についても書いてあります。検証終わった後にも。そういった意味では見ないと絶対まずいです。
------	--